

埼玉県革靴製造業最低工賃の改正決定に係る埼玉地方労働審議会の意見に関する公示

埼玉労働局一般公示第 17 号

令和 8 年 3 月 12 日、埼玉地方労働審議会から埼玉県革靴製造業最低工賃の改正決定について意見の提出があったので、家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号）第 9 条第 1 項の規定により、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、当該最低工賃の改正決定に異議のある関係家内労働者又は関係委託者は、家内労働法第 9 条第 2 項の規定に基づき、令和 8 年 3 月 27 日（金）までに、埼玉労働局長（さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー15 階）あて別紙様式により異議申出をされたい。

また、その他当該最低工賃の改正決定に意見・情報のある者は、令和 8 年 3 月 27 日までに埼玉労働局長あて、意見・情報及び住所・氏名（法人名）を記載した書面（様式任意。なお、「埼玉地方労働審議会の意見に対する意見・情報」と明記のこと。）を提出されたい。

令和 8 年 3 月 12 日

埼玉労働局長

片 淵 仁 文

記

埼玉県革靴製造業最低工賃の改正決定に係る埼玉地方労働審議会の意見要旨

埼玉県革靴製造業最低工賃を次のとおり改正すること

1 適用する家内労働者

埼玉県の区域内で革靴製造業に係る製甲、底付け又は裁断の業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の業務欄、品目欄、規格欄及び工程欄の区分に応じ、1足につき、金額欄に掲げる金額

業務	品目		規格		工程 (下記の工程すべてを行う場合)	金額
			革の種類	型及びデザイン		
製 甲	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き、外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	928円
	婦人靴	パンプス		裏付き、無飾り及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、えぐり折り込み部への補強テープの挿入、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	783円
		ショートブーツ		裏付き、ファスナー付き、はぎ付き(2か所に行うものに限る。)及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、上縁の折り込み部への補強テープの挿入、ファスナー付け、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	1,465円
		サンダル		牛革の地生	裏付き、無飾り、前あき、ふち折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、裏付け、縁ミシン掛け、さらい、バンド穴あけ並びに美錠付け
底付け (セメンテッド方式によるものに限る。)	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ並びに本底張付け	788円
	婦人靴	パンプス		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	874円
				裏付き、ヒール付き及びストム付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	1,010円
		ショートブーツ		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	1,266円
		サンダル		牛革の地生	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、つり込み、起毛、本底張付け及びヒール付け
裁 断	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の爪先革、舌革、腰革(外側)及び腰革(内側)の裁断	160円
	婦人靴	パンプス		無飾り及びヒール付き	甲革の本体、内腰及びヒール巻きの裁断	137円
		ショートブーツ		ファスナー付き、はぎ付き(2か所に行うものに限る。)及びヒール付き	甲革の本体及びヒール巻きの裁断	183円
		サンダル		牛革の地生	無飾り、前あき、ふち折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の本体、ベルト及びヒール巻きの裁断

4 効力発生の日 法定のとおり

別 紙

異 議 申 出 書

令和 8 年 3 月 12 日貴職が公示した埼玉県革靴製造業最低工賃に係る埼玉地方労働審議会の意見について異議があるので家内労働法第 9 条第 2 項により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

異議の理由

令和 年 月 日

申出者
住 所
氏 名

埼玉労働局長 片淵 仁文 殿